

交通いばらき

IBARAKI TRAFFIC SAFETY

No.197
2023.4

編集・発行

一般財団法人 茨城県交通安全協会(茨城県交通安全活動推進センター) 曾雌 哲雄
〒310-0846 水戸市東野町260番地 TEL 029(247)3355(代表) FAX 029(247)3357 <http://www.ibaankyo.or.jp>

令和5年 春の全国交通安全運動 5/11(木)～5/20(土)まで

横断歩道ルール啓発活動強化日4/1

前照灯常時点灯運動強化日4/1

交通事故ゼロを目指す日5/20



運動スローガン

かぶろう 命のおまもり ヘルメット

運動の重点

- ①こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- ②横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



ハンドルキーパー運動推進中
～飲酒運転の根絶～

横断歩道ルール啓発活動推進課
～歩行者保護運動推進中～

前照灯常時点灯運動推進中

県内の交通事故発生状況(令和5年3月末)

年別	区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和5年		1,621件	24人	2,003人
令和4年		1,450件	16人	1,776人
増減数		+171件	+8人	+227人
増減率		+11.8%	+50.0%	+12.8%

※死者数全国ワースト第7位

茨城県交通安全県民運動推進要綱

令和5年4月1日～令和6年3月31日

主唱 茨城県交通対策協議会



1 趣旨

この運動は、県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するため県民運動として展開する。

2 スローガン

〈年間重点スローガン〉

「夕暮れは 明るい服と 反射材」
「飲酒運転 たった一杯 一生後悔」

3 運動の基本

交通ルールの遵守と交通マナーの向上

4 運動の重点（※は最重点項目）

- ①※高齢者の交通事故防止
- ②※飲酒運転の根絶
- ③自転車の安全利用の推進
- ④子供の交通事故防止
- ⑤歩行者の保護
- ⑥夕暮れ時から夜間における交通事故防止
- ⑦全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

5 交通対策協議会が主唱する運動等

①期間を定めて行う運動

運動の名称	運動期間
春の全国交通安全運動	5月11日(木)～5月20日(土)(10日間)
夏の交通事故防止県民運動	7月20日(木)～7月31日(月)(12日間)
秋の全国交通安全運動	9月21日(木)～9月30日(土)(10日間)
年末の交通事故防止県民運動	12月1日(金)～12月15日(金)(15日間)

②日を定めて行う運動

運動の名称	運動期間
交通安全の日	毎月1日
高齢者の交通事故ゼロの日	毎月15日
交通事故死ゼロを目指す日	5月20日(土)・9月30日(土)
高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日	9月18日(日)
飲酒運転根絶のための県下一斉広報日	夏季及び年末の県民運動期間中の各金曜日
自転車の安全利用のための県下一斉広報日	5月10日(水)

③主な行事等

- ・児童・生徒の新入学期における交通安全活動の実施
- ・交通安全ポスター作品コンクールの実施
- ・春及び秋の全国交通安全運動キャンペーンの実施
- ・春及び秋の全国交通安全運動における高校生参加の街頭キャンペーン等の実施
- ・各種表彰の実施

交通安全活動表彰

令和4年中の交通安全活動優秀・優良地区交通安全協会の受賞地区が決定、茨城県警察本部長と茨城県交通安全協会会長連名等の表彰状が授与されました。誠におめでとうございます。

県警察本部長・県交通安全協会会長連名表彰

地区名	
優 秀	牛久地区
	結城地区
	常総地区
優 良	ひたちなか地区
	那珂地区
	大宮地区
	日立地区

地区名	
優 良	龍ヶ崎地区
	稲敷地区
	石岡地区
	筑西地区
	下妻地区
	古河地区
	境地区
	（空白）

県交通安全協会会長表彰

地区名	
優 良	笠間地区
	つくば地区
	桜川地区



大井川知事より「ランドセルカバー」贈呈に対する感謝状を頂きました

当協会では、例年県内の新入学児童の交通事故を防止するために、「ランドセルカバー」等を配布しております。令和5年度は県内公立小学校（支援学校含む）、新入学児童約23,200人への配布を決定し、去る3月6日（月）に茨城県庁知事室において、大井川知事へ目録を手渡す贈呈式が行われ、感謝状を頂きました。今後、各地区交通安全協会から各小学校を通じて新入学児童への配布が予定されております。



交通安全シルバーキラリチャレンジ2022が終了しました

県内在住の高齢者（65歳以上）に反射材を配布し、3ヶ月間交通無事故（加害者にも被害者にもならない）にチャレンジして頂きました。みごと無事故を達成し、申告のあった方の中から100名を選出する為の抽選会が2月13日に実施され、当選された方々へギフトカード等の記念品が送付されました。ご当選おめでとうございました。

ご当選者へは、商品の発送をもって発表に変えさせていただきます。引き続き反射材を身につけて、目立って光って交通事故に遭わないようにしましょう。

今年度も開催予定でおりますので、県民の皆様奮ってご参加をお願いします。



ヘルメット着用が努力義務化されます

自転車安全利用五則が新しくなりました!!

(R4/11/1~)

普通自転車歩道通行可を示す標識

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられているため、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。車道では道路の左側に寄って通行しなければなりません。歩道を通行できる場合※は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。



※歩道通行可能なケース

- 歩道通行可の標識がある
- 幼児・児童や70歳以上の方
- 安全な通行を確保するため、やむを得ないとき

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車の事故では、出会い頭や右左折時の事故が多く発生しています。一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全を十分に確認してから通行しましょう。信号機のある交差点でも、信号の灯火にかかわらず、安全を十分に確認してから通行しましょう。

出会い頭事故に注意!!



3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。また、バッグや腕などに反射材を着用し、運転者に自分の存在を知らせる工夫をしましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も車両、飲酒運転は禁止です。お酒を飲む予定がある場合は、徒歩や公共交通機関を利用しましょう。



5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。保護者は、子どもが運転するときや幼児を幼児用座席に乗せる時には、ヘルメットをかぶらせましょう。



全ての自転車利用者に対する
乗車用ヘルメット着用が
努力義務化されます
(令和5年4月1日から施行)



TSマーク付帯保険の補償内容について

自転車は通勤、通学はもとより健康・レジャー等あらゆる用途で気軽に使われる中で、交通事故全体に占める自転車の事故の割合が多くなり、相手方から高額な損害賠償を請求される事案が多くなっています。

こうしたことから、自転車の安全点検の促進と被害者救済の充実を図り自転車安全整備制度をより一層有用なものとするため、自転車の点検整備及びTSマークの普及促進を図っております。

令和4年12月1日
から「緑色TSマーク」の取扱いが開始されました。

自転車に緑色TSマークで
安全・安心!

TSマークは点検・整備に付帯した自転車向け保険です

示談交渉サービス付き

プロの自転車整備士による点検・整備で安心

緑色TSマーク付帯保険

賠償責任補償(限度額) 前年1億円
人身事故すべてが対象となりました

自転車に有効なTSマークが貼ってありますか?

一年に一度、自転車の点検・整備を受けましょう。

TSマークには、傷害補償と損害賠償補償が付いております。

有効期間は、自転車の点検日から一年間です。

TSマーク種別	第一種 TSマーク (青マーク)	第二種 TSマーク (赤マーク)	第三種 TSマーク (緑マーク)
傷害補償	○入院15日以上 (一律) 1万円 ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) 30万円	○入院15日以上 (一律) 10万円 ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) 100万円	○入院15日以上 (一律) 5万円 ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) 50万円
賠償責任補償	○死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額) 1,000万円	○死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額) 1億円	○死亡または傷害(すべての人身事故) ※示談交渉サービス付き (限度額) 1億円
被害者見舞金		○入院15日以上の傷害 (一律) 10万円	

各地区交通安全協会の活動の1コマ

交通安全協会はこんな活動を行っています

会員の皆さまの貴重な会費で充実した交通安全活動を展開しています。
これからもご協力をお願いします。

大子地区



割山交差点において街頭キャンペーンを実施し、交通安全を呼び掛けた。

鹿嶋地区



中野東小学校で交通安全教室を開催して交通安全を促した。

日立地区



市民生活安全フェスティバルに参加し、シートベルト効果体験等により交通安全を呼び掛けた。

神栖地区



安全協会役員・母の会・市役所の方を含め、総勢約30名の方々と息栖神社において、交通安全祈願祭を実施した。

高萩地区



茨城・福島県境において、福島県警察との合同による交通安全キャンペーンを実施し、交通事故防止を図った。

行方地区



年末の交通事故防止県民運動期間中、管内交差点において、各団体協力のもと街頭キャンペーンを実施し、啓発品を配布して交通事故防止を呼びかけた。

鉾田地区



鉾田警察署交通課員と交通死亡事故発生事故現場付近で戸別訪問を行い交通事故防止を呼び掛けた。

龍ヶ崎地区



交通事故防止のため、龍ヶ崎警察署前に「交通ルールを守ろう」と横断幕を設置した。

賛助会員 募集中

賛助会員加入数 県内外約320事業所 (R5.2月現在)



茨城県交通安全協会では、当協会が日頃から取り組んでいる各種交通事故防止活動に対して賛同し「賛助会員」に加入して頂く企業や団体等を募集しております。

賛助会費 (年間) : 1口 (2,000円) ~

* 賛助会員制度とは、各企業や団体等の皆様が当協会の各種交通事故防止活動に賛同し、賛助会員として加入して頂き、その賛助会費を通じて県内(各地域)の交通事故防止に貢献して頂く制度です。なお、当協会の普通会員(個人会員)以外の個人の皆様も加入できます。

特典

- ① 交通安全講習(企業講習)の割引
- ② 交通安全機器搭載車の無料派遣(運転適性診断車、シートベルト効果体験車)
- ③ DVD等無料貸出
- ④ 機関紙等への掲載・各種情報の提供
- ⑤ 「賛助会員証」の交付
- ⑥ その他

協賛店 募集中

協賛店加盟数 県内外約1620施設・店舗等 (R5.2月現在)



茨城県交通安全協会では、県内外の施設や店舗等において当協会の普通会員(個人会員)を対象に割引等の優遇サービスをして頂く協賛店を募集しております。交通安全活動の支援として是非御協力願います。

協賛店の申込方法

- ・協会事務局又は各地区にて随時受け付けています。(参加費無料)
- ・申込み方法: 協賛店加入申込書によりお申し込み頂き、後日覚書を作成します。

普通会员への周知・広報

- ・協賛店の名称、所在地、割引等優待内容は、当協会ホームページへの掲載のほか、協賛店加盟チラシ等により周知を図っています。

協賛店の表示

- ・協賛店の皆様には、標章(協賛店ステッカー)を配布しますので、利用者に分かりやすい箇所に掲示して頂きます。

割引等優待サービス

- ・当協会の会員証を提示した会員に対し、事前に申込み頂きました各施設・店舗の優待サービスを行って頂きます。

賛助会員・協賛店 お問合せ先

事務局

〒310-0846 茨城県水戸市東野町260番地

茨城県交通安全協会

検索

TEL.029-247-3355(代) FAX.029-247-3357

http://www.ibaankyo.or.jp/

交通安全協会の会員特典紹介

当協会では、会員の皆様に各種特典をご用意しております。詳しくは協会HPをご覧ください。

協賛店割引等優遇サービス



この表示のある施設・店舗等で、会員証のご提示を頂くと割引等の優遇サービスがうけられます。

※協賛店加盟数: 約1620店舗等
R5.2月現在

交通事故見舞金制度

会員の皆様が、自動車(二輪車含む。)を運転又は同乗中に万が一交通事故に遭われた場合、見舞金等が受けられます。

※シートベルト・ヘルメット着用等適用条件あり
※申請期限: 事故発生日から1年以内に限りです。

死亡弔慰金 **10万円**

入院見舞金 **5万円**
(30日以上入院)

※会員加入日より異なる制度の適用となる場合もあります。
※適用実績: 入院見舞金等17人(R5.2月現在)

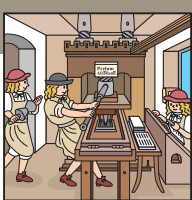
チャイルドシート無料貸出制度

会員のお子様やお孫様の安全を守るため、チャイルドシートを無料で貸出しています。借用希望者が多数おりますので、事前に予約等の連絡をお願いします。

※別途クリーニング代(千円)を頂きます。



※貸出実績: 約5,500人



印刷機はぶどうのしぼり機から始まりました。

交通安全協会「賛助会員」
当社は県内の交通事故防止活動を支援しています!!

株式会社 高野高速印刷

平須工場
(営業本部・製造本部)

〒310-0853 茨城県水戸市平須町1822-122

TEL 029-305-5588 FAX 029-305-5533

「機関誌」企業名掲載募集中!!

当協会機関誌「交通いばらき」へ企業名を掲載しませんか?
茨城県、県警察本部等関係機関・団体や県内全域に広く配布しています。

当協会「賛助会員」・「協賛店」の皆様は
掲載料を優遇します

(一財)茨城県交通安全協会 事務局(又は各地区安協)
お問合せ TEL 029-247-3355 FAX 029-247-3357
MAIL 00center@ibaankyo.or.jp